

十十九  
二一

募發  
の經利集  
払過の行  
込利価  
み子率格日

八七六五四

振額最払發  
替低込行  
額金面  
金額額法

三二一

用振の法發號名  
等替條律行稱  
法項及の及  
のび根び  
適そ拠記

行成省

平條十令國財  
成件五第債務  
十等年三の省  
五年を十十發告  
年次二号行示  
十の月)等第  
ニとニ二第に七  
月お十六關百  
十り二条す一  
九告日第号  
日示に一項省  
財務す發項令  
する行の昭  
。す規定  
る利に五  
付基七十  
国債づ七  
債き、大  
の發平  
藏

(一) 年額平す額の振  
るす出額 一面成るの記替  
るしに日・金十。整載法  
期た加本四額五数又の  
日金え郵バ百年倍は規  
に額、政一円十の記定  
払を次公セに二金録に  
い第の社ンつ月額はよ  
込十算裁トき二に、る  
む九式は百十よ最振  
も号に、円二る低替  
のによ払十日も額口  
と規り込七の面座  
す定算金錢と金簿

五二額の日機用「成社一三国十利  
万百面取本関を振十債項十債六付  
円億金扱郵は受替三等九整回国  
三額い政日け法年年の年理」庫債  
千で及公本る「法振法基債券  
四二び社銀もと律替律金券  
百百取に行のり第に第特(十年)  
万億得よととう七関六別  
円円にるすし。十す号会  
よ國る、の五る。計  
る債。そ規号法  
發の定。律  
行募振の以へ  
集替適下平  
第治

十 十 十  
七 六 五

十四

払元償償 後第  
場利還還 の二  
所金金期 利期  
支額限 子以

毎年六月二十日及び十二月二十日に属す。お支払期間に属する二月六月間の各支払に以前六月二十日以後の日とし、つづき百円二十日

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

三

初期利子

す次そが金と平  
る号の銀額し成すの国たは者にへにりに座も係  
期及翌行を、十る税法金、又おた百算つにのる  
日び嘗休支次六こ率人額記はいだ分出い所  
に第業業払の年とをがに(一)外てしの記載し  
つ十日日う算六が乗適當の國取、二十一に税  
い五にに。式月でじ用該算法得當は振が源  
て号支当たに二きたを非式人す該記替口  
同に払ただよ十る金受居にでる國債  
じおうるしり日。額け住よあ者債  
いへと、算をしる者りるがを發  
て以き支出支を所又算場非發  
規下は払し払控得は出合居行  
定、期た期除税外しに住時  
に

額面金額の総額 ×  $\frac{1.4}{100} \times \frac{2}{365}$

十八

募集期間  
拝込期日

平成十五年十二月二日まで 平成十五年十二月六日まで